

※ 本内容は、令和8年度予算政府案に基づいたものであるため、成立した予算の内容に応じて事業内容等が変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

農地利用効率化等支援事業実施要綱（案）

第1 趣旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される。

このため、地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を策定し、その実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設（以下「機械等」という。）の導入等を支援し、農業の成長産業化や所得の増大を図ることとする。

第2 目的

本事業による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる支援タイプにおいて設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとする。

- 1 融資主体支援タイプ
- 2 被災農業者支援タイプ
- 3 条件不利地域支援タイプ

第3 対策の実施等

1 対策で実施する事業内容

本対策で実施する事業内容は、第2の支援タイプに対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表1に掲げるとおりとする。

このほか、別表1に定める事業は、別記に定める基準を満たしていなければならないものとする。

ただし、過去に例のないような甚大な気象災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が特に必要と認める場合にあつては、経営局長が必要な事項を別に定め、緊急に事業を実施することができるものとする。

2 対策の実施期間

本対策の事業実施期間は、1年とする。

3 成果目標の基準及び目標年度

(1) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別記に定めるところによるものとする。

(2) 目標年度

成果目標の目標年度は、次のとおりとする。

ア 融資主体支援タイプ

事業実施年度の翌々年度とする。

イ 被災農業者支援タイプ

事業実施年度とする。

ただし、農業用機械等を導入等する場合に設定する農業経営の改善を図るための取組に係る目標については、事業実施年度からその翌々年度までのいずれかの年度を目標年度とする。

ウ 条件不利地域支援タイプ

事業実施年度の翌々年度とする。

4 事業費の低減

事業実施主体は、本対策を実施するに当たっては、過剰とみられるような機械等の導入等を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

5 地域提案

都道府県知事は、地域の実情を踏まえ、成果目標を達成する観点から、別表1の1について、メニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

ただし、地域提案を実施するに当たって要する経費に対する補助金の総額は、各都道府県へ交付された補助金のうち、別表1の1の補助金総額の20%を上限とするものとし、交付率は、10分の3以内とする。

第4 対策の実施等の手続

1 事業実施主体は、別表2に定める項目その他必要な事項を内容とする支援計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県知事は、1により提出された支援計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式1号により、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、別紙様式2号により地方農政局長等（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都道府県にあつては当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その成果目標の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

3 都道府県知事は、都道府県計画に関して以下の事由が存在する場合にあつては、2の提出を行う際に、あわせて、支援計画の内容等についても、別紙様式1号及び2号により、地方農政局長等と協議を行うものとする。

(1) 都道府県計画に地域提案が含まれる場合

(2) 都道府県が事業実施主体である場合

4 地方農政局長等は、2及び3の協議を受けた場合は、協議の内容を検討するものとする。

5 都道府県知事は、以下に掲げる場合にあつては、重要な変更として、2に準じた手続を行うものとする。

なお、これに該当しない変更にあつては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。

(1) 融資主体支援タイプ

ア 都道府県計画の成果目標の変更

イ 地域提案の事業内容の変更

ウ 都道府県が実施する事業内容の変更

(2) 被災農業者支援タイプ

事業の中止

(3) 条件不利地域支援タイプ

都道府県計画の成果目標の変更

6 事業の着手は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったとき

に限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第5 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、成果目標の設定状況等に応じ、本対策の実施、指導等に必要経費について、別記により補助金を交付するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、別表1のメニュー欄の事業の総事業費に別表3に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、補助対象範囲は、別表4に定めるとおりとする。

- 2 都道府県知事は、交付を受けた補助金を市町村に対して交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性をいかした施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。
- 3 国は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事等に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、別表5に定める項目も含めて、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書により、第4に準じて都道府県知事に報告するものとする。

- 2 事業実施主体は、以下のいずれかに該当する場合であって、やむを得ないものと認められる場合は、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、第7の対策の評価に当たっても同様とする。

なお、成果目標の変更等の手続は、成果目標の変更等の理由を付記した別紙様式第5号に定める様式に準じて作成した報告書を添付の上、第4の5の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

(1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

(2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- 3 都道府県知事は、1による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。

- 4 都道府県知事は、1による報告の点検結果について、翌年度の9月末までに、別紙様式3号及び4号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、3による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。

- 5 1及び4の報告に当たっての留意事項は、別表5に定めるところによるものとする。
- 6 国は、都道府県知事に対し、4に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第7 対策の評価

支援計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、支援計画の目標年度の翌年度において、支援計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別表5に定める項目を含めて評価報告を作成し、その結果を第4に準じて都道府県知事に報告するものとする。

- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、支援計画に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないときその他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 都道府県知事は、2に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、別紙様式3号及び4号により地方農政局長等に報告するものとし、2に基づき改善措置を講じた場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、3による報告を受けた場合には、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じ都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 5 経営局長は、4の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、評価結果を取りまとめるものとする。
- 6 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。
- 7 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第8 導入等した機械等の管理運営等

事業実施主体は、助成対象者に対し、導入等した機械等を、常に良好な状態で管理し、故障・不具合があった場合は必要に応じて修繕・改築・再取得等を行い、その導入等目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営等するよう指導するものとする。

1 管理方法

- (1) 事業実施主体は、助成対象者に対し、導入等した機械等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数（新品の場合には法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）、中古機械又は中古施設（以下「中古機械等」という。）の場合には同省令第3条による耐用年数（以下「中古資産耐用年数」という。）。以下同じ。）に相当する期間に準じて処分制限期間を設定させるものとする。
- (2) 事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理状況を明確にするため、財産管理台帳を備え置かせるものとする。
- (3) 事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備及び保存させるものとする。
- (4) 事業実施主体は、助成対象者に（3）で作成した機械等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。
 なお、過去に他の補助事業により導入等した機械等についても、同様に適切な管理運営等が行われるように努めるものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、条件不利地域支援タイプで導入等した共同で利用する機械等にあつては、以下のとおりとする。
 - ア 所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めること等により、適正な管理運営を行うこと。
 - イ 機械等の継続的活用を図るため、必要な資金の積立てに努めること。特に、補助金等を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意すること。
 - ウ アの管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち必要な項目を明記すること。
 - (ア) 事業名及び目的

- (イ) 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
- (ウ) 設置場所
- (エ) 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- (オ) 利用する者の範囲
- (カ) 利用方法に関する事項
- (キ) 利用料に関する事項
- (ク) 保全に関する事項
- (ケ) 償却に関する事項
- (コ) 必要な資金の積立てに関する事項
- (サ) 管理運営の収支計画に関する事項
- (シ) その他必要な事項

エ 機械等の利用状況等が低調な場合、事業実施主体は、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 事業実施主体は、機械等の利用計画に対する利用状況等について、次に掲げる状況が3か年（bの（a）にあつては2か年）継続している場合にあつては、助成対象者に対してその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況を報告させるものとする。

a 利用計画に対する利用状況が70%未満

b 処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設にあつては、次に掲げるとおりとする。

(a) 施設で取り扱う農畜産物の仕入・委託販売額のうち地区内農畜産物の割合が50%未満

(b) 当該施設の収支率が80%未満

(c) 収入計画に対する収入実績の割合が70%未満

(イ) 事業実施主体は、（ア）により改善計画の達成状況を把握した結果、改善計画に沿った利用を行うことが期待しがたいと判断した場合には、助成対象者に対して機械等の利用計画の変更等を検討させるものとする。

2 財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、1の（1）で設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第22条に準じた財産処分として、都道府県又は市町村が定める交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

3 災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させ、必要に応じて、2の財産処分の手続の要否その他の必要な手続を指導するものとする。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させ、必要に応じて、2の財産処分の手続の要否その他の必要な手続を指導するものとする。

第9 関係書類の整備

事業実施主体及び助成対象者は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、次に掲げる

関係書類等を整備及び保存しておくものとする。ただし、本対策により取得し、又は効用の増加した財産で第8の1の(1)で設定した処分制限期間を経過しない場合においては、6の管理関係書類を整備及び保存するものとする。

なお、電磁的記録により作成、整備及び保存が可能なものは、電磁的記録によることができるものとし、この場合、紙媒体での保存等は不要とする。

1 計画書関係

【助成対象者の場合】

- (1) 配分基準表に基づくポイント化の根拠となる資料
- (2) 成果目標に係る現状及び事業実施年度から目標年度までの各年度の目標の設定に関する資料
- (3) 機械等の規模決定の根拠となる資料
- (4) 成果目標に係る実績の根拠となる資料
- (5) 環境負荷低減のチェックシート（別紙様式6号）

【事業実施主体の場合】

- (1) 配分基準表及び地区配分基準表に基づくポイント化の根拠を確認した資料
- (2) 助成対象者の成果目標に係る現状及び事業実施年度から目標年度までの各年度の目標の設定根拠を確認した資料
- (3) 助成対象者が導入等した機械等の規模決定の根拠を確認した資料
- (4) 助成対象者の成果目標に係る実績の根拠を確認した資料
- (5) 環境負荷低減のチェックシート（別紙様式6号）
- (6) 各支援計画の根拠となる資料
- (7) 第6の事業実施状況の報告等及び第7の対策の評価の根拠となる資料

2 予算関係書類

- (1) 予算書及び決算書
- (2) 分（負）担金賦課明細書
- (3) 代行施行によることの理由書（代行施行による場合に限る。）
- (4) その他

3 工事施工関係書類

【直営施行の場合】

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (3) 賃金台帳及び労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

【請負施行、委託施行及び代行施行の場合】

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 入札てん末書
- (3) 請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他

4 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- (4) その他

5 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書等

6 管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) 管理運営日誌又は利用簿等
- (4) その他

第10 指導推進等

1 指導体制の整備

都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等の関係機関との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取組を行う事業実施地区が都道府県や市町村域を越える場合等においては、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

2 効率的かつ適正な執行の確保

- (1) 都道府県知事は、本対策が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本対策の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- (2) 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、本対策の実施に関し、補助金適正化法その他の法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本対策の適正な推進を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。
- (3) 地方農政局長等は、本対策の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果、違反の事実があると認めるときは、事業実施主体又は都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- (4) 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、本対策の効果等の検証・説明を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講ずることができる。

また、事業実施主体及び助成対象者は、都道府県知事が行う調査、報告又は資料の提出に協力するものとする。

- (5) 事業実施主体は、本対策の実施に係る関係書類等の電子メールによる提出を認めること、既に提出されている資料と重複する資料や申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な資料については提出を求めないことなど、助成対象者の事務負担の軽減に努めるものとする。

3 留意事項及びフォローアップ等

- (1) 農林水産省本省、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局は、本対策の効率的かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに、関係部局が一体となって、本対策の実施についての指導・助言に当たるものとする。また、国、都道府県及び事業実施主体の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、本対策の円滑な推進を図るものとする。
- (2) 本対策の実施に当たって、事業実施主体は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、都道府県知事にその旨を報告するとともに、当該助成対象者に対し助成金の全額を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。

なお、その際に事業実施主体は、都道府県知事と必要な調整を行うものとし、指導・助言を受けるものとする。

- (3) 都道府県知事は、(2)による報告を受けたとき及び事業実施主体に対して指導したときは、地方農政局長等に報告するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3)の報告を受けたときは、必要に応じ都道府県知事及び事業実施主体に対し、指導・助言するものとする。
- (5) 事業実施主体は、各支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、支援機関（農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和6年3月28日付け5経営第3141号農林水産事務次官依命通知）別記1の第3の3の(1)の農業経営・就農サポート活動を行う拠点その他の関係機関をいう。以下同じ。）及び基金協会等との連携により、助成対象者の経営改善の取組に対するフォローアップに努めるものとする。
- (6) 事業実施主体は、農業共済組合と連携し、助成対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。
- (7) 都道府県及び事業実施主体は、事業担当部局と農業共済担当部局との連携を強化し、農業共済組合と協力して、本対策により整備した共済加入対象施設について、園芸施設共済の加入の促進を図るものとする。
- (8) 事業実施主体は、助成対象者に対し、助成対象者が導入等する機械等の保管・設置・施工場所について、ハザードマップの確認等により自然災害等のリスクについての情報提供を行うとともに、経営の継続が図られるよう、農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）を活用することなどによる農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）の策定を推進するものとする。
- (9) 事業実施主体は、本対策以外の、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地区（基盤強化法第19条第3項の地区をいう。以下同じ。）に位置付けられた者（認定農業者（基盤強化法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）、認定就農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。以下同じ。）、市町村基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）等の育成・確保及び農地の集積・集約化等に関する各種施策の積極的な活用を努めるものとする。

4 環境負荷低減の取組

- (1) 事業実施主体は、助成対象者の事業の実施に当たっては、「みどりチェック」チェックシート（別紙様式6号）（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを提出させるものとする。なお、提出されたチェックシートは、都道府県計画に添付するものとする。
- (2) 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、提出させるものとする。なお、提出されたチェックシートは、事業実施年度の翌年に提出する都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書（別紙様式4号）に添付するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員等が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。
- (3) ただし、助成対象者のチェックシートについては、事業実施主体が収集したチェックシートの取組内容をまとめたリストをもってチェックシートに代えることができるものとする。

第11 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、経営局長が別に定めるところによるものとする。

別表 1 (事業内容)

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
<p>1 融資主体支援タイプ</p> <p>(1) 融資主体型補助事業</p> <p>融資主体支援計画(目標地区の実現に向けて行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定めたものをいう。)に基づき、目標地区に位置付けられた者(認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地区に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。)が農業経営の発展・改善を目的として、主として融資機関から行われる融資(以下「プロジェクト融資」という。)を活用して以下のア及びイに掲げる取組を行う際の当該取組に係る経費からプロジェクト融資及び地方公共団体等による助成金の額を除いた自己負担部分について助成を行うものとする。</p> <p>なお、この事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。)の基準を適用しないものとする。</p> <p>ア 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な機械等の取得、改良、補強又は修繕</p> <p>イ 農地等の造成、改良又は復旧</p> <p>(2) 追加的信用供与補助事業</p> <p>融資主体支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、(1)の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行うものとする。</p>	<p>事業実施主体は次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>ただし、2以上の市町村の区域内において農業経営を営む者を助成対象者とする場合とする。</p> <p>(2) 市町村</p>	<p>メニューの欄の1の(1)の事業の採択要件は、別記のIに定める事業実施地区、事業内容及び成果目標の基準を満たすこととする。</p> <p>メニューの欄の1の(2)の事業の採択要件は、別記のIに定める事業内容の基準を満たすこととする。</p>	<p>3/10以内</p> <p>定額</p>

<p>2 被災農業者支援タイプ</p> <p>(1) 融資等活用型補助事業</p> <p>過去に例のないような甚大な気象災害等により、担い手の農業経営の安定化に支障を来す事態が発生しており、特に緊急に対応する必要があると経営局長が認める場合に、農産物の生産に必要な機械等について、被災農業者経営支援計画（気象災害等による農業被害を受けた農産物の生産に必要な機械等の修繕等のため、具体的な取組内容及びその成果目標等を定めたものをいう。以下「被災支援計画」という。）に基づき、プロジェクト融資、地方公共団体等による助成金及び支払共済金（以下「プロジェクト融資等」という。）を活用して以下のアからオに掲げる取組を行う際の当該取組に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行うものとする。</p> <p>また、事業の要件その他の事業内容は、別記のⅡに定めるとおりとし、このほか、経営局長が特に必要と認める場合にあっては、緊急に事業を実施できるものとする。</p> <p>なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。</p> <p>ア 農産物の生産に必要な施設の修繕又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得</p> <p>イ 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入</p> <p>ウ アと一体的に修繕し、又は取得する附帯施設の整備</p> <p>エ 気象災害等による農業被害前の農産物の生産に必要な農業用機械（法定耐用年数を経過したもの及び修繕により利用できるものを除く。）及び附帯施設（修繕により利用できるものを除く。）と同程度の農業用機械及び附帯施設の取得</p> <p>オ 気象災害等により被害を受けた農業用ハウス、果樹棚、畜舎等の営農施設（以下「営農施設等」という。）の補強</p> <p>(2) 追加的信用供与補助事業</p>	<p>市町村</p>	<p>メニューの欄の2の(1)の事業の採択要件は、別記のⅢに定める事業内容及び成果目標の基準を満たすこととする。</p> <p>メニューの欄の2の(2)の事業の採択要</p>	<p>3/10以内</p> <p>定額</p>

<p>被災支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、(1)の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行うものとする。</p>		<p>件は、別記のⅢに定める事業内容の基準を満たすこととする。</p>	
<p>3 条件不利地域支援タイプ 条件不利地域型補助事業 条件不利支援計画(経営規模が小規模・零細な地域において、今後の農業を担う意欲ある経営体の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めたものをいう。)に基づき行う以下の(1)及び(2)の取組に対して助成を行うものとする。 なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。</p> <p>(1) 農業用機械等の導入 ア 農業用機械等の取得 イ 乾燥調製に必要な乾燥機、糶摺り機、袋詰め機、色彩選別機、建物等の整備 ウ 農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物等の整備 エ 野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備 オ 農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装に必要な機械、建物等の整備 カ 高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備 キ 農業用水の配管・ポンプ等の整備 ク 防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備 ケ 販路拡大、鮮度維持等のための施設の整備 コ 地域食材供給に必要な処理加工機械施設の整備 サ 栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器の整備</p> <p>(2) 簡易な基盤整備 ア 区画整理</p>	<p>市町村</p>	<p>メニューの欄の3の事業の採択要件は、別記のⅢに定める事業実施地区、事業内容及び成果目標の基準を満たすこととする。</p>	<p>1/2以内 ただし、農業用機械を対象とする場合にあっては1/3以内 (沖縄県で実施する場合並びに水稲直播機、細断型ロールベアラー、稲発酵粗飼料用ロールベアラー及び家畜ふん尿の処理利用に係る機械を対象とする場合を除く。)</p>

<p>農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きょ排水、農道等の整備</p> <p>イ 畦畔整備 畦畔の除去及び改善</p> <p>ウ 用排水整備 用水路、排水路及びこれらの附帯施設の新設及び改修</p> <p>エ 農道整備 農業上の利用に供する道路及び農地と農業用関連施設を結ぶ道路の新設及び改良</p> <p>オ 農地保全整備 客土、土壌改良、ため池改修及び冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等の整備</p> <p>カ 建物用地整備 新規就農者（事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者をいう。以下同じ。）のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造成及び改良及び経営多角化のための施設用地の造成</p> <p>キ 交換分合 農用地の交換・分割並びに合併等による農用地の集団化のための土地評定、測量及び許可申請</p>			
---	--	--	--

別表 2 (支援計画)

支援計画	支援計画に記載すべき項目
1 融資主体支援計画	<p>1 成果目標の妥当性等</p> <p>融資主体支援計画については、別紙様式1号の2のIに規定されている項目を網羅した上で、助成対象者ごとに作成を行うこととする。また、事業実施地区の成果目標については、成果目標ごとに、当該成果目標を設定した助成対象者の数の合計を融資主体支援計画に記載するものとする。</p> <p>なお、その記載に当たっては、別記のIに定める要件のほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 成果目標が市町村基本構想等の今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向及び地域計画に即したものであり、事業実施年度から3年度目の目標値が事業実施年度における値に比べ改善されるものであること。</p> <p>(2) 助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営改善効果の発現が見込まれるものであり、別記の別表6-1又は別表6-2に定める成果目標に係る目標項目から、必須目標及び選択目標の項目について、事業実施年度から3年度目を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むものであること。</p> <p>また、別記の別表7-1から別表7-3までに定める配分基準表の各項目欄について、目標年度までに実施することとしてポイント化した場合にあっては、対応する事業関連取組目標の項目を成果目標として設定するものであり、客観的な資料によりその計画・実現性が確認できること。</p> <p>(3) 成果目標が事業実施主体及び助成対象者の取組内容に関連するものであり、当該事業実施地区の発展につながるものであること。</p> <p>また、目標設定に当たっては、現状及び目標年度までの各年度の目標の設定根拠が明確となっているものであること。</p> <p>(4) 過去に実施した本事業（被災農業者支援タイプを除く。）、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ（被災農業者支援型を除く。）、経営体育成支援事業（被災農業者向け経営体育成支援事業を除く。）並びに担い手確保・経営強化支援事業（新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策を除く）（以下「本事業等」という。）との成果目標の整合が図られていること。</p> <p>(5) 助成対象者が認定農業者である場合には、基盤強化法第12条第1項の認定を受けた農業経営改善計画に即したものであること。</p> <p>(6) 助成対象者が認定就農者である場合には、基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた青年等就農計画に即したものであること。</p> <p>(7) 助成対象となる事業内容が、別記のIの第1の3の(1)のイの規定に適合するものであること。</p> <p>2 助成対象者情報等の把握すべき事項</p> <p>助成対象者の要件の把握及び導入等した機械等の適切な管理等の観点から、以下の項目について助成対象者等に確認の上、関係する書類を整備し、記載するものとする。</p> <p>なお、関係書類の整備に当たっては、助成対象者の負担軽減を図るため、市町村等の担当部局や関係部局等が保有するデータ等により記載が可能となる場合は、当該データの写しをもって代えることとする。</p> <p>(1) 助成対象者情報</p> <p>ア 成果目標及び配分基準に関する客観的な資料</p> <p>イ 地域計画に位置付けられた取組内容（現状・今後の農地の引受けの意向の経営面積等）</p> <p>ウ 融資の詳細（金融機関・融資名、融資額、償還年度、追加的信用供与補助事業の活用見込み、導入等する機械等を融資に伴う担保に供するか否か等）</p> <p>なお、個人情報（氏名、住所、共済加入情報等）を地方公共団体及び共済組合等で共有することについて、必ず助成対象者に説明の上、同意を取るものとする。</p> <p>(2) 導入等する機械等</p> <p>ア 導入等する機械等の規模決定根拠に関する客観的な資料</p> <p>イ 導入等する機械等の耐用年数に関する客観的な資料</p>

<p>2 被災支援計画</p>	<p>1 成果目標の妥当性等</p> <p>被災支援計画については、別紙様式1号の2のⅢに規定されている項目を網羅した上で、助成対象者ごとに作成を行うこととする。また、事業実施地区の成果目標については、成果目標ごとに、当該成果目標を設定した助成対象者の数の合計を被災支援計画に記載するものとする。</p> <p>なお、その記載に当たっては、別記のⅡに定める要件のほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 取組の内容が本事業の趣旨に沿っていること。</p> <p>(2) 助成対象者が今後も営農を継続する見込みがあること。</p> <p>(3) 被災前の機械等が国庫補助事業により導入等された機械等である場合は、財産処分等の必要な調整が図られているものであること。</p> <p>(4) 営農施設等の補強の取組における成果目標の規定に当たっては、別表2の1（融資主体支援計画）の1（成果目標の妥当性等）の（1）から（7）までの規定を準用するものとする。</p> <p>(5) 別途経営局長が定める内容に沿っていること。</p> <p>2 被災の状況と復興方針に関する事項</p> <p>災害名、市町村内の被害の程度、本事業を活用した復興方針等を踏まえて記載する。</p> <p>なお、地方公共団体による助成が行われる場合は、その詳細が分かる資料を整備するものとする。</p> <p>3 助成対象者情報等の把握すべき事項</p> <p>助成対象者の要件の把握及び導入等した機械等の適切な管理等の観点から、以下の項目について助成対象者等に確認の上、関係する書類を整備し、記載するものとする。</p> <p>なお、関係する書類の整備に当たっては、助成対象者への負担軽減を図るため、市町村等の担当部局や関係部局等が保有するデータ等により、記載が可能となる場合は、当該データの写しをもって代えることとする。</p> <p>(1) 助成対象者情報</p> <p>ア 市町村長による、該当する災害により被災した農業者であることの証明</p> <p>イ 園芸施設共済の引受対象施設である場合には、</p> <p>(ア) 現状（施設名、経過年数、共済金支払通知書に関連する棟番号及び共済支払金額）</p> <p>(イ) 今後（保険等の加入予定年月日及び保険会社の名称）</p> <p>ウ 成果目標及び農業経営の改善を図るための取組に関する客観的な資料</p> <p>エ 融資の詳細（金融機関・融資名、融資額、償還年度、追加的信用供与補助事業の活用見込み、導入等する機械等を融資に伴う担保に供するか否か等）</p> <p>なお、個人情報（氏名、住所、共済加入情報等）を地方公共団体及び共済組合等で共有することについて、必ず助成対象者に説明の上、同意を取るものとする。</p> <p>(2) 導入等する機械等</p> <p>ア 導入等する機械等の規模決定根拠に関する客観的な資料</p> <p>イ 導入等する機械等の耐用年数に関する客観的な資料</p> <p>ウ 被災した機械等の整備時における国庫補助事業の活用状況（事業名、実施年度、原形復旧に該当するか否か等）</p> <p>エ 導入等する機械等の目的（原形復旧、補強、規模拡大（能力向上）等）が分かる客観的な資料</p>
-----------------	---

<p>3 条件不利支援計画</p>	<p>1 成果目標の妥当性等</p> <p>条件不利支援計画については、別紙様式1号の2のⅡに規定されている項目を網羅した上で、助成対象者ごとに作成を行うこととする。また、事業実施地区の成果目標については、成果目標ごとに、当該成果目標を設定した助成対象者の数の合計を条件不利支援計画に記載するものとする。</p> <p>なお、その記載に当たっては、別記のⅢに定める要件のほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 成果目標が市町村基本構想等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向に即したものであり、かつ、事業実施年度から3年度目の設定した目標値が事業実施年度における値から増加するものであること。</p> <p>(2) 助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営改善効果の発現が見込まれるものであり、原則として経営体の成果目標に係る目標項目のうち、1つ以上の項目について事業実施年度から3年度目を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むものであること。</p> <p>ただし、配分基準表の項目欄で目標年度までに実施することとしてポイント化している場合は経営体の成果目標として設定しているものであること。</p> <p>(3) 成果目標が事業実施主体及び助成対象者の取組内容に関連するものであり、当該事業実施地区の発展及び改善につながるものであること。</p> <p>また、目標設定に当たっては、現状及び目標年度までの各年度の目標の設定根拠が明確となっているものであること。</p> <p>(4) 過去に実施した本事業等のうち条件不利地域補助型事業との成果目標の整合が図られていること。</p> <p>2 助成対象者情報等の把握すべき事項</p> <p>助成対象者の要件及び導入等した機械等の適切な管理等の観点から、以下の項目について助成対象者等に確認の上、関係する書類を整備し、記載するものとする。</p> <p>なお、関係書類の整備に当たっては、助成対象者への負担軽減を図るため、市町村等の担当部局や関係部局等が保有するデータ等により、記載が可能となる場合は、当該データの写しをもって代えることとする。</p> <p>(1) 事業実施地区に関する客観的な資料</p> <p>(2) 助成対象者</p> <p>ア 助成対象者に関する客観的な資料</p> <p>※ なお、助成対象者が別記のⅢの第1の3の(1)のイに規定する参入法人である場合は、助成対象者要件に適合するか否かの判断が必要のため、以下の項目に記載したプログラムを作成すること。</p> <p>(ア) 法人の形態(株式会社等の区分、業種、農業従事者数)</p> <p>(イ) 別記のⅢの第1の3の(1)のイの(ア)の前段に基づき実施する場合</p> <p>a 権利設定の内容及び期間</p> <p>b 現状から目標年度にわたる各年度における利用集積面積と農家戸数</p> <p>(ウ) 別記のⅢの第1の3の(1)のイの(ア)の後段に基づき実施する場合</p> <p>a 契約の内容及び契約期間</p> <p>b 現状から目標年度にわたる各年度における原料名及び数量と農家戸数</p> <p>(エ) 会社における資本金及び出資金と常時従事者数等</p> <p>イ 成果目標及び配分基準に関する客観的な資料</p> <p>ウ 機械等の利用計画に関する客観的な資料</p> <p>なお、個人情報(氏名、住所、共済加入情報等)を地方公共団体及び共済組合等で共有することについて必ず助成対象者に説明の上、同意を取るものとする。</p> <p>(3) 導入等する機械等</p> <p>ア 導入等する機械等の規模決定根拠に関する客観的な資料</p> <p>イ 導入等する機械等の耐用年数に関する客観的な資料</p>
-------------------	---

別表 3 (附帯事務費の率)

	都道府県附帯事務費	市町村附帯事務費	充当率
附帯事務費の率	1.7%以内	0.4%以内	1/2 以内

注：都道府県附帯事務費のうち専任職員設置に要する経費の補助金は、原則として都道府県附帯事務費助成金総額の2割以内とする。

別表 4 (附帯事務費の使途基準)

(1) 都道府県附帯事務費

区 分	内 容
給 料	補助事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条第 1 項に規定する職員を含む。）に対する一般職給（管理職の地位にある職員は除く。）及び非常勤職員（フルタイム）に対する給与
報 酬 職 員 手 当 等	非常勤職員（パートタイム）に対する報酬及び委員手当 給料又は報酬が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び児童手当
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
共 済 費	給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金及び報酬が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費 需 用 費	謝金 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） 自動車損害保険料（補助事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限る。）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	当該事業実施に直接必要な貨客兼用自動車、事業用機械器具等購入費
委 託 料	
公 課 費	自動車重量税（補助事業で取得したものに限り。）

(2) 市町村附帯事務費

区 分	内 容
給 料	非常勤職員（フルタイム）に対する給与
報 酬	非常勤職員（パートタイム）に対する報酬及び委員手当
職 員 手 当 等	給料又は報酬が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び児童手当
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
共 済 費	給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金及び報酬が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
委 託 料	

注：（１）及び（２）の人員費（給料及び報酬等）の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人員費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

別表 5（事業実施状況報告及び評価報告）

事業実施状況報告及び評価報告	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
<p>1 融資主体支援タイプ実施状況報告及び評価報告</p>	<p>1 事業実施状況 事業実施状況及び評価報告については、別紙様式 4 号の 1 に規定する項目を網羅した上で作成するものとする。</p> <p>2 事業実施後の助成対象者における成果目標 別表 2 に基づき作成した融資主体支援計画の目標年度における成果目標の達成状況等について、客観的な資料に基づき確認し、資料を整備するものとする。 なお、成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと事業実施主体が認めるときは、客観的な資料に基づき補正を行うものとする。 また、事業実施年度の必須目標及び目標年度の前年度の必須目標の達成状況がいずれも 80% 未満である助成対象者並びに目標年度の必須目標の達成状況が 80% 未満である助成対象者については、必須目標の確実な達成を図るため、支援機関に登録されている中小企業診断士、税理士、経営コンサルタント等の専門家などを活用して、重点的な指導を行うものとする。</p> <p>3 目標年度前に成果目標が達成された場合の措置 目標年度前に成果目標が達成された場合（必須目標が達成された場合及び必須目標以外の目標がおおむね達成された場合をいう。）については、翌年度以降、都道府県知事への成果目標の達成状況の報告は要しないものとする。</p> <p>4 目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合の措置 本要綱第 6 の 3 に規定する点検及び第 7 の 2 に規定する点検評価に基づき、都道府県知事から改善計画の提出を求められた場合は、別紙様式 5 号に定める様式により作成するものとする。 本要綱第 6 の 3 に規定する点検の結果、当該年度における成果目標の達成状況が 50% 未満である事業実施主体に対しては重点的に助言・指導を行う。 本要綱第 7 の 2 に規定する点検評価に基づき、改善措置を講じた結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標をおおむね達成することが困難であると認められる場合には、事業中止を含め適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 保険等の加入状況 導入等した機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険への加入、施工・販売業者等による保証等が通年で継続されていることを農業共済担当部局等に確認するものとする。</p>
<p>3 被災農業者支援タイプ実施状況報告及び評価報告</p>	<p>1 事業実施状況 事業実施状況及び評価報告については、別紙様式 4 号の 1 に規定する項目を網羅した上で作成するものとする。</p> <p>2 事業実施後の助成対象者における農業経営の改善を図るための取組 別表 2 に基づき作成した被災支援計画の農業経営の改善を図るための取組の目標年度における達成状況について、客観的な資料に基づき確認し、資料を整備するものとする。 なお、営農施設等の補強の取組に伴い成果目標を設定した場合においては、別表 5 の 1（融資主体支援タイプ実施状況報告及び評価報告）の 1 から 4 までの規定を準用するものとする。</p> <p>3 保険等の加入状況 導入等した機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険への加入、施工・販売業者等による保証等が通年で継続されていることを農業共済担当部局等に確認するものとする。</p>

<p>4 条件不利地域支援タイプ実施状況報告及び評価報告</p>	<p>1 事業実施状況 事業実施状況及び評価報告については、別紙様式4号の2に規定する項目を網羅した上で作成するものとする。</p> <p>2 事業実施後の助成対象者における成果目標 別表2に基づき作成した条件不利支援計画の目標年度における成果目標の達成状況等について、客観的な資料に基づき確認し、資料を整備するものとする。</p> <p>3 目標年度前に成果目標が達成された場合の措置 目標年度前に成果目標が達成された場合については、翌年度以降、都道府県知事への成果目標の達成状況の報告は要しないものとする。</p> <p>4 機械等の利用状況 別表2に基づき作成した条件不利支援計画の機械等の利用計画に対する利用状況等について、客観的な資料に基づき確認するものとする。 なお、確認に当たっては、本要綱第8の1の(5)のエの(ア)に定める状況に合致していないかの確認を行うものとする。</p> <p>5 目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合の措置 本要綱第6の3に規定する点検及び第7の2に規定する点検評価に基づき、都道府県知事から改善計画の提出を求められた場合は、別紙様式5号に定める様式により作成するものとする。 本要綱第6の3に規定する点検の結果、当該年度における成果目標の達成状況が50%未満である事業実施主体に対しては重点的に助言・指導を行う。 本要綱第7の2に規定する点検評価に基づき、改善措置を講じた結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標をおおむね達成することが困難であると認められる場合には、事業中止を含め適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>6 保険等の加入状況 導入等した機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険への加入、施工・販売業者等による保証等が通年で継続されていることを農業共済担当部局等に確認するものとする。</p>
----------------------------------	---

別記

I 融資主体支援タイプ

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、事業実施主体が融資主体支援計画を作成し、4に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業実施地区

事業実施地区は、原則として、地域計画が策定されている地域と一致させるものとする。なお、融資主体支援計画において定める目標の実現のために必要な場合であって、担い手への農地の集積・集約化に資する場合には、複数の地域計画が策定されている地域を併せて事業実施地区とすることができるものとする。

ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下「原子力被災12市町村」という。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。以下同じ。）にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された人・農地プランをいう。以下同じ。）が作成されている地域を事業実施地区とすることができるものとする。

3 事業内容

（1）融資主体型補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。）を対象として助成を行うことができるものとする。なお、原子力被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を対象として助成を行うことができるものとする。ただし、新規就農者にあっては、認定農業者又は認定就農者に限るものとする。

イ 助成対象となる事業内容等

（ア）助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営において使用するために行う次に掲げる取組であって当該取組の実施に要する経費について、融資を受けるものであることとする。

- a 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な機械等の取得、改良、補強又は修繕
- b 農地等の造成、改良又は復旧

（イ）（ア）の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

- a 単年度で完了すること。
- b 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

事業の対象となる機械等が中古機械等又は中古資材等を活用して整備する施設である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。

- c 原則として、事業の対象となる機械等は、法定耐用年数がおおむね5年以上20年

以下のものであること。

ただし、事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、上記に加え、中古資産耐用年数が2年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。）。

- d 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。
 - (a) フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件をすべて満たすものであること。
 - i 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。
 - ii 農業経営において真に必要なものであること。
 - iii 導入後の適正利用が確認できるものであること。
 - (b) 環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）等の施設については、(a)のiからiiiまでの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。
- e 導入等を予定している機械等が、経営体の成果目標の達成に直結するものであり、かつ、既存の機械等の代替として、同種、同能力等のものを再度整備（いわゆる更新）するものではないこと。
- f 本事業以外の国の補助事業及び国の補助事業により導入経費等の支援が行われる事業等の対象として導入等するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。
- g 事業実施主体が作成する融資主体支援計画の提出以前に助成対象者自ら又は本事業以外の補助事業を活用して、着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械等を本事業に切り替えて整備するものでないこと。
- h (ア)のaのうち修繕については、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により被害を受けた機械等の修復を行うものであること。
 - i 助成対象者が過去に本事業等により機械等を整備した場合には、過去に行った本事業等において設定した成果目標の項目（以下「過去目標項目」という。）の達成（目標年度までに（担い手確保・経営強化支援事業の場合は目標年度に）成果目標を達成していること又は目標年度の翌年度以降に成果目標をおおむね達成していること。）が評価報告書等により確認できること。

ただし、以下に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

 - (a) 本事業等により設定した処分制限期間を経過している場合
 - (b) 経営局長が特に必要と認め、本要綱とは別に必要な事項を定め、緊急に事業を実施した場合
 - (c) 目標年度の翌年度以降であって、新たに実施する機械等の導入等により、過去目標項目の目標値を上回る成果を上げることが確実であると認められる場合
- j 導入等を予定している機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険への加入、施工・販売業者等による保証その他の気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間

中、稼働期間中又は災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等することとし、また、当該機械等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

k 導入等を予定している機械等の施工業者等が、「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定。以下「G L」という。）で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がG Lに準拠していること。

l 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがA P I（Application Programming Interface：複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み）を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと事業実施主体が認める場合を除く。

m 助成対象者が飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第二）の対象家畜のうち、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する者であり、かつ、導入等を予定している機械等が、家畜の増頭又は農場の規模拡大に資するものである場合には、都道府県による飼養衛生管理基準順守状況の確認が行われていること。

n 導入等を予定している機械等が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっているトラクター、田植機、コンバイン又は乾燥機のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものである場合には、安全性検査に合格したもののなかから選定するものとする。

ウ プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。

(ア) 農業協同組合

(イ) 農業協同組合連合会

(ウ) 農林中央金庫

(エ) 株式会社日本政策金融公庫

(オ) 沖縄振興開発金融公庫

(カ) 株式会社商工組合中央金庫

(キ) 独立行政法人奄美群島振興開発基金

(ク) 銀行

(ケ) 信用金庫

(コ) 信用協同組合

(サ) 都道府県（ただし、都道府県が事業実施主体となる場合は除く。）

(2) 追加的信用供与補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができる。なお、事業実施主体は、作成する融資主体支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、基金協会に当該融資主体支援計画の写しを送付するものとする。

(ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範

圏内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

- a 認定農業者に貸し付けられるもの
個人3,600万円（法人にあっては7,200万円）
- b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの
個人3,000万円（法人又は任意団体にあっては6,000万円）

(イ) 融資機関（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。

(ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付すること。

(エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

(ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。

(イ) 基金協会は、(ア)の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業、経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプにおける追加的信用供与補助事業並びに担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業（以下「過去に実施した追加的信用供与補助事業」という。）については、この限りでない。

(ウ) 基金協会は、(ア)の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、過去に実施した追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。

- a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済
- b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

(エ) 基金協会は、(ウ)において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する(ア)の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

4 成果目標

本事業の成果目標は、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けた経営改善の取組に関する目標とし、別表6-1又は別表6-2に掲げる目標項目に関して事業実施地区内の全ての助成対象者が目標水準に沿って設定するものとし、別表6-1又は別表6-2の目標項目ごとの当該目標を設定した助成対象者の数を当該事業実施地区の成果目標とする。

5 実施手続

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合の手続等

助成対象者が市町村区域を越えるほ場等を有し、目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農

業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。)の位置付けが2以上の市町村となる場合にあっては、都道府県が事業実施主体になることができる。都道府県が事業実施主体となる場合の手続は、都道府県が実施要綱、交付要綱等を作成して定めるものとし、関係市町村との連絡体制を構築するものとする。

(2) 融資主体支援計画の作成

事業実施主体は、次の事項のほか、本要綱別表2に規定する項目を含めた融資主体支援計画を作成するものとし、融資主体支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。その際の融資主体支援計画の作成は、助成対象者の配分基準表に基づくポイント化、成果目標に係る現状及び目標年度までの各年度の目標の設定並びに導入等する機械等の規模決定の根拠等について、客観的な資料により確認するものとする。

ア 事業実施地区の成果目標

イ 整備計画

ウ その他必要な事項

(3) 事業の着工

ア 助成対象者は、事業に着工（機械等の発注を含む。以下同じ。）する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、市町村が定める交付規則等（以下「市町村交付規則等」という。）における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届を提出している場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。

イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般競争入札又は複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この限りではない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出をもって代えることができるものとする。

カ 都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

6 事業の完了

事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、竣工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該竣工届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、竣工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出をもって代えることができるものとする。

第2 国の助成措置等

1 本要綱第5により国が交付する補助金の額は、以下により算定するものとする。

(1) 融資主体型補助事業

ア 融資主体支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額とする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、次の（ア）から（ウ）までのうち最も低い額を限度とする。

（ア）助成の対象となる経費に10分の3を乗じて得た額

（イ）助成の対象となる経費のうち融資額

（ウ）助成の対象となる経費から融資額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額

(2) 追加的信用供与補助事業

融資主体支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の1を乗じて得た額に相当する額とする。

(3) 附帯事務費

対象となる事業の事業費に本要綱別表3に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

2 国は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が災害対策等を見込んで留保する額等を除いた配分予定額（以下「配分予定額」という。）を上回る場合には、次に掲げる方法により算定された額及び1の（3）のうち都道府県附帯事務費の額を都道府県ごとに配分するものとする。

なお、算出した配分基準ポイントが同一の場合には、実要望国費（追加的信用供与補助事業費を除く。以下同じ。）が小さい助成対象者を上位とし、実要望国費が同一の場合には、総事業費（追加的信用供与補助事業を除く。）に占める実要望国費の割合が低い助成対象者を上位とする。

(1) 助成対象者（農業支援サービス事業体を除く。）の取組内容を別表7-1の配分基準表に基づきポイント化し、当該ポイントに別表8-1の地区配分基準表の点数を合計した配分基準ポイントを算出する。

ただし、以下に掲げる場合は、上記により算定した配分基準ポイントによらず、以下によるものとする。

ア 助成対象者が農業支援サービス事業体である場合は、（2）のアの額の算定に限り、別表7-2の配分基準表により取組内容をポイント化し、当該ポイントに別表8-1の地区配分基準表の点数を合計した配分基準ポイントを算出するものとする。

イ 助成対象者が集約型の農業経営に取り組もうとする、以下の要件満たす者である場合は、（2）のウの額の算定に当たり、場合別表7-3の配分基準表により取組内容をポイント化し、当該ポイントに別表8-2の地区配分基準表の点数を合計した配分基準ポイントを算出するものとする。

（ア）耕種農家であること。

（イ）目標年度における1ヘクタール当たりの付加価値額（収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額をいう。）が50万円以上であること。

（ウ）目標年度において、経営面積が現状より縮小しないこと。

(2) 以下のアからウまでの額の算定を行う。

ア 配分予定額のうちスマート農業技術を活用した営農の取組を優先して支援するために設定する額の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い助成対象者から順に、以下の要件を満たす各助成対象者の要望額に基づく助成金の額又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る1の(2)の額の合計額を算定する。

なお、農業支援サービス事業体は、この場合に限り算定の対象となるものとする。

(ア) 助成対象者又は当該助成対象者が所属する団体等が農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律(令和6年法律第63号)に基づき、生産方式革新実施計画(同法第7条第1項に定める生産方式革新実施計画をいう。)の認定を受けていること。

(イ) 本事業により導入等を予定している全ての機械等が、当該計画のスマート農業技術(計画の別記様式第2号4(4)Bの欄)又は新たな生産の方式(計画の別記様式第2号4(4)Cの欄)と一致すること。

イ 配分予定額のうち環境に配慮した営農の取組を優先して支援するために設定する額の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い助成対象者から順に、以下の要件を満たす各助成対象者の要望額(アで要望額を算定したものを除く。)に基づく助成金の額又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る1の(2)の額の合計額を算定する。

(ア) 助成対象者又は当該助成対象者が所属する団体等が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画(同法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。)又は特定環境負荷低減事業活動実施計画(同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。)の認定を受けていること。

(イ) 本事業により導入等を予定している全ての機械等が、当該計画の実施内容(計画の別記様式第7号3(5)又は別記様式第8号3(5))と一致すること。

ウ 配分予定額のうち集約型の農業への取組を優先して支援するために設定する額の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い助成対象者から順に、集約型の農業に取り組む各助成対象者の要望額(ア及びイで要望額を算定したものを除く。)に基づく助成金の額又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る1の(2)の額の合計額を算定する。

(3) 配分予定額から(1)で算出した配分基準ポイントの高い助成対象者から順に、(2)で要望額を算定したものの以外のも(農業支援サービス事業体を除く。)の要望額に基づく助成金の額又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る1の(2)の額の合計額を算定する。

(4) (2)及び(3)により算定された額に係る1の(3)のうち市町村附帯事務費の額を算定する。

(5) 助成対象者ごとの上限額は、300万円とする。

ただし、目標地図に位置付けられた者(認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。)であって、目標年度の経営面積が次に掲げる基準以上となる場合の助成対象者ごとの上限額は、600万円とする。

ア 水田作等については20ha

イ 露地作については5ha

ウ 果樹作については3ha

エ 施設園芸作については1 ha

- 3 国は、地域農業の活性化や農業の6次産業化に向けた取組等に重要な役割を果たしている女性経営体に取り組む場合や、過去に国庫補助事業や地方公共団体等単独事業を利用せずに融資を活用して機械等を導入等し、著しい経営改善を達成した実績のある者が新たに本事業を活用する場合は、優先的に支援が受けられるよう、都道府県に対し予算配分に当たっての協力を求めるものとする。

第3 追加的信用供与補助事業の精算等

- 1 都道府県知事は、基金協会に対して事業実施主体が助成した助成金について、基金協会からその状況について報告を受け、毎年度9月末までに地方農政局長等に報告するものとする。

その際、別記のⅡの第3の1に基づく報告も併せて行うものとする。

なお、この場合において、基金協会は、過去に実施した追加的信用供与補助事業が直接採択事業を含む場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を経由せず地方農政局長等に直接報告することも可能とする。

- 2 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金を第1の3の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。

$$(A) = (B) \times (C) / (D)$$

(A)は、信用基金に納付する額

(B)は、償却補填経費に充てる助成金の額

(C)は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額

(D)は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額(ただし、基金協会が保険金の支払の請求をするときまでにその被保証者に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。)を行使して取得した額を控除した残額とする。以下同じ。)

- 3 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。
- 4 基金協会は、保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合(基金協会の対象区域の全ての保証付きプロジェクト融資に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した場合をいう。以下同じ。)、事業実施主体が助成した助成金について、次の算式により算定された額を国庫に直接返還するものとする。

なお、事業実施主体から助成を受けた助成金について、第1の3の(2)のイの(ア)に定める方法により管理し、運用益等が生じている場合には、当該助成金に係る運用益等分を上記の返還する額に加えるものとする。

$$(A) = (B) - (C)$$

(A)は、国庫に返還する額

(B)は、基金協会が事業実施主体から助成を受けた助成金の合計額(5の返還済額を除く)

(C)は、基金協会が第1の3の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てた額

- 5 基金協会は、保証対象プロジェクト融資に係る保証業務が終了する前であって、事業実施主体から助成を受けた助成金について当該業務が終了するまでに使用する見込みのない額がある場合には、当該額を国に直接返還するものとする。

別表6-1

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目 標 項 目	目 標 水 準 (事業実施年度の翌々年度の姿)
必須目標	以下の目標を必ず設定すること。
① 付加価値額の拡大	付加価値額（収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額をいう。以下同じ。）の拡大に取り組む。
選択目標	以下の②から④までのうち1つ以上を設定すること。
② 農産物の価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による農産物の品質の向上、加工や契約栽培等の新たな販売方式の導入等により農産物の価値向上に取り組む。又は、輸出（他の事業者との連携を含む。）、異分野の事業者との連携等により農産物の新たな市場の開拓等に取り組む。
③ 単位面積当たり収量の増加	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による単位面積当たりの収量の増加に取り組む。
④ 経営コストの縮減	栽培管理技術の改善、作業の効率化、生産資材の効率利用等により経営コスト（農産物の生産・流通その他経営に係るコストを含む。）の縮減に取り組む。
事業関連取組目標	別表7-1及び7-3で定める配分基準表の各項目欄について、目標年度までに実施することとしてポイント化した場合にあっては、対応する項目を目標として設定すること。
⑤ 経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積の拡大を行う。
⑥ 労働時間の縮減	栽培・管理技術の改善、作業の効率化等により、農作業の一部又は全部の労働時間の削減に取り組む。
⑦ 経営管理の高度化	農業経営の法人化を行う。

注：成果目標は、原則として経営体の取組全体を対象として設定するものとする。

別表 6-2

事業実施地区の成果目標及び農業支援サービス事業体の成果目標の目標水準

目 標 項 目	目 標 水 準 (事業実施年度の翌々年度の姿)
必須目標	以下の目標を必ず設定すること。
① 農作業受託面積の 拡大	現状より農作業受託面積の拡大を行う。
事業関連取組目標	別表 7-2 で定める農業支援サービス事業体の配分基準表の②について、目標年度までに実施することとしてポイント化した場合にあっては、以下の目標を設定すること。
② 受託可能な農作業 の種類	2種類以上の農作業の受託を行う。

注：成果目標は、原則として農業支援サービス事業体の取組全体を対象として設定するものとする。

別表 7-1

融資主体支援タイプにおける配分基準表

項目	現状の水準	点数
① 付加価値額の拡大	ア 現状ポイント 直近年の付加価値額が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。	
	a 300万円以上	1経営体につき 1点
	b 600万円以上	1経営体につき 2点
	イ 付加価値額の拡大率目標ポイント 目標年度における付加価値額の目標の直近年からの拡大率が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。	
	a 3%以上	1経営体につき 1点
	b 10%以上	1経営体につき 2点
	c 15%以上	1経営体につき 3点
	d 20%以上	1経営体につき 4点
	e 30%以上	1経営体につき 5点
	ウ 付加価値額の増加額目標ポイント ⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は(イ)、その他の者は(ア)の取組に該当している。 (ア) 目標年度における付加価値額の目標の直近年からの増加額が以下のいずれかとなっている。	
	a 100万円以上	1経営体につき 1点
	b 200万円以上	1経営体につき 2点
	c 300万円以上	1経営体につき 3点

	d 400 万円以上	1 経営体につき 4 点
	e 500 万円以上	1 経営体につき 5 点
	(イ) 目標年度における付加価値額の目標が以下のいずれかとなっている。	
	a 基準額(目標年度における就農後経過年数×50 万円) 以上	1 経営体につき 1 点
	b 基準額の 10%増し以上	1 経営体につき 2 点
	c 基準額の 20%増し以上	1 経営体につき 3 点
	d 基準額の 30%増し以上	1 経営体につき 4 点
	e 基準額の 40%増し以上	1 経営体につき 5 点
② 経営面積の拡大	以下のいずれかの取組に該当している。	
	a 目標年度に現状より 4 ha(施設園芸作の場合は 20%、果樹作の場合は 10%) 以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 5 点
	b 目標年度に現状より 3 ha(施設園芸作の場合は 15%、果樹作の場合は 7.5%) 以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 4 点
	c 目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より 2 ha(施設園芸作の場合は 10%、果樹作の場合は 5%) 以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 3 点
	d 目標年度に現状より 1 ha(施設園芸作の場合は 5%、果樹作の場合は 2.5%) 以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 2 点

	e 上記 a から d までに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 1 点
③ 労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、a から c までのいずれかの取組に該当している。	
	a 目標年度までに 10%以上削減することとしている。	1 経営体につき 1 点
	b 目標年度までに 20%以上削減することとしている。	1 経営体につき 2 点
	c 目標年度までに 50%以上削減することとしている。	1 経営体につき 3 点
④ 経営管理の高度化		
	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	1 経営体につき 2 点
	イ GLOBALG. A. P. 又は ASIAGAP の認証を取得している。	1 経営体につき 1 点
	ウ 農業版事業継続計画 (BCP) を策定 (チェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版を含む。) している。	1 経営体につき 1 点
	エ 青色申告を行っている。	1 経営体につき 1 点

⑤ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	1 経営体につき 2点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 50歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員のうち過半数が50歳以下である場合に限る。）は、2点 b 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者である場合は、1点
⑥ 農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1 経営体につき 1点 なお、受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、1点加点する。
⑦ 女性の取組	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半数を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	1 経営体につき 3点
⑧ 輸出の取組	ア 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1 経営体につき 1点
	イ 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等がフラッグシップ輸出産地に参画しており、導入等する機械等がその取組内容に関連するものであるもの。	1 経営体につき 1点

⑨ 環境配慮の取組	有機JASの認証を受けている。	1経営体につき 1点
⑨ 労働環境の改善	ア 労働保険（労働者災害補償保険・雇用保険）に加入している。	1経営体につき 1点
	イ 社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入している。	1経営体につき 1点
	ウ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。	1経営体につき 1点

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象として算定するものとする。

2 「④経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。

3 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

4 フラッグシップ輸出産地とは、フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。

別表 7-2

融資主体支援タイプ（農業支援サービス事業体）における配分基準表

項目	現状の水準	点数
① 農作業受託面積の拡大	ア 目標年度までに拡大する農作業受託面積が、以下のいずれかとなっている。	
	a 2ヘクタール以上	1経営体につき 1点
	b 4ヘクタール以上	1経営体につき 2点
	c 6ヘクタール以上	1経営体につき 3点
	d 8ヘクタール以上	1経営体につき 4点
	e 10ヘクタール以上	1経営体につき 5点
	f 12ヘクタール以上	1経営体につき 6点
	g 14ヘクタール以上	1経営体につき 7点
	h 16ヘクタール以上	1経営体につき 8点
	i 18ヘクタール以上	1経営体につき 9点
	j 20ヘクタール以上	1経営体につき 10点
	イ 目標年度までの農作業受託面積の拡大率が、以下のいずれかとなっている。	新規参入する農業支援サービス事業体の場合は、以下の区分によらず10点を加算する。
	a 5%以上	1経営体につき 1点
	b 10%以上	1経営体につき 2点
	c 15%以上	1経営体につき 3点
	d 20%以上	1経営体につき 4点
	e 25%以上	1経営体につき 5点

	f 30%以上	1 経営体につき 6 点
	g 35%以上	1 経営体につき 7 点
	h 40%以上	1 経営体につき 8 点
	i 45%以上	1 経営体につき 9 点
	j 50%以上	1 経営体につき 10 点
② 受託可能な農作業の種類	以下のいずれかの取組に該当している。	
	a 2種類の農作業を受託している又は目標年度までに受託することとしている。	1 経営体につき 5 点
	b 3種類の農作業を受託している又は目標年度までに受託することとしている。	1 経営体につき 10 点
	c 4種類以上の農作業を受託している又は目標年度までに受託することとしている。	1 経営体につき 15 点
③ 集約化等への誘導	農業者が委託する農地について、集約化や面積の拡大、委託する農作業の種類を拡大を促す料金設定等の工夫がある。	1 経営体につき 5 点

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として農業支援サービス事業者の取組全体を対象として算定するものとする。

- 2 「②受託可能な農作業の種類」の対象となる農作業は、1. 耕起・代かき（整地）、2. 田植又は播種（定植）、3. 病虫害防除、4. 施肥（他作業と併せて行う場合を除く。）、5. 除草、6. 収穫等とする。

別表 7-3

融資主体支援タイプ（集約型農業経営優先枠）における配分基準表

項目	現状の水準	点数
① 1 ha 当たり付加価値額の拡大	目標年度における1 ha 当たり付加価値額が、以下のいずれかとなっている。	
	a 50 万円以上 100 万円未満	1 経営体につき 1 点
	b 100 万円以上 150 万円未満	1 経営体につき 2 点
	c 150 万円以上 200 万円未満	1 経営体につき 3 点
	d 200 万円以上 250 万円未満	1 経営体につき 4 点
	e 250 万円以上 300 万円未満	1 経営体につき 5 点
	f 300 万円以上 350 万円未満	1 経営体につき 6 点
	g 350 万円以上 400 万円未満	1 経営体につき 7 点
	h 400 万円以上 450 万円未満	1 経営体につき 8 点
	i 450 万円以上 500 万円未満	1 経営体につき 9 点
	j 500 万円以上	1 経営体につき 10 点
② 労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等による農作業の一部又は全部の労働時間について、a から c までのいずれかの取組に該当している。	
	a 目標年度までに 10% 以上削減することとしている。	1 経営体につき 1 点
	b 目標年度までに 20% 以上削減することとしている。	1 経営体につき 2 点
	c 目標年度までに 50% 以上削減することとしている。	1 経営体につき 3 点

③ 経営管理の高度化	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	1 経営体につき 2 点
	イ GLOBALG. A. P. 又は ASIAGAP の認証を取得している。	1 経営体につき 1 点
	ウ 農業版事業継続計画 (BCP) を策定 (チェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版を含む。) している。	1 経営体につき 1 点
	エ 青色申告を行っている。	1 経営体につき 1 点
④ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後 5 年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	1 経営体につき 2 点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 50 歳までに就農した者である場合 (法人にあつては、役員のお過半が 50 歳以下である場合に限る。) は、2 点 b 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者である場合は、1 点
⑤ 農業者の育成	農業研修生 (国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。) を受け入れている。	1 経営体につき 1 点 なお、受け入れた農業研修生が、過去 5 年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、1 点加点する。

⑥ 女性の取組	<p>以下のいずれかに該当している。</p> <p>ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者）</p> <p>イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織</p> <p>ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの</p>	1 経営体につき 3 点
⑦ 輸出の取組	<p>ア 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。</p> <p>イ 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等がフラッグシップ輸出産地に参画しており、導入等する機械等がその取組内容に関連するものであるもの。</p>	1 経営体につき 1 点 1 経営体につき 1 点
⑧ 環境配慮の取組	有機 J A S の認証を受けている。	1 経営体につき 1 点
⑨ 労働環境の改善	<p>ア 労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働について、就業規則又はこれに準ずるものに他産業と同等の労働環境を規定している。</p> <p>イ 社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入している。</p> <p>ウ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。</p>	1 経営体につき 1 点 1 経営体につき 1 点 1 経営体につき 1 点
⑩ 水田農業高収益化推進計画との連携	本事業による整備内容等を記載した水田農業高収益化推進計画が地方農政局長等により承認されており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1 経営体につき 1 点

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象として算定するものとする。

2 「③経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当

するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。

- 3 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。
- 4 フラッグシップ輸出産地とは、フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。
- 5 水田農業高収益化推進計画とは、水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づく計画をいう。

別表 8 - 1

地区配分基準表

項 目	現 状 の 水 準	点 数
① 認定農業者等への農地集積	事業実施要望地区内における、認定農業者等に対する現状の農地集積率が80%以上である。	2点を加点する。
② 農地集積割合の増加	事業実施前3年度内に事業実施要望地区内の農地集積の取組を進め、3年度前より認定農業者等への農地集積率が1割以上増加している。	1点を加点する。 なお、左記のうち、事業実施前1年度内に増加した農地集積面積に占める農地中間管理機構を活用している割合により、以下のとおり加点する。 a 3割以上の場合は、1点 b 5割以上の場合は、2点 c 8割以上の場合は、3点

注： 事業実施要望地区とは、別記の I の第 1 の 2 の事業実施地区となることが見込まれる地区をいう。

別表 8-2

地区配分基準表（集約型農業経営優先枠）

項 目	現 状 の 水 準	点 数
① 中山間地域における取組	事業実施要望地区が、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域である。	2 点を加点する。
② 農地の集約化等の取組の緊急性	以下のいずれかに該当している。	
	ア 事業実施要望地区内の将来の農地の出し手・受け手の状況が把握されており、認定農業者等が引き受けきれない面積が引き受けられる面積より 1 割以上多い。	1 点を加点する。
	イ 事業実施要望地区内の将来の農地の出し手・受け手の状況が把握されており、認定農業者等が引き受けきれない面積が引き受けられる面積より 2 割以上多い。	2 点を加点する。
ウ 事業実施要望地区内の将来の農地の出し手・受け手の状況が把握されており、認定農業者等が引き受けきれない面積が引き受けられる面積より 3 割以上多い。	3 点を加点する。	

注：1 事業実施要望地区とは、別記の I の第 1 の 2 の事業実施地区となることが見込まれる地区をいう。

2 ①は、事業実施要望地区の全てが中間農業地域又は山間農業地域に分類されている場合に加点するものとする。

IV 条件不利地域支援タイプ

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、事業実施主体が、条件不利支援計画を作成し、4に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業実施地区

条件不利支援計画に基づき実施する事業については、原則として農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。以下同じ。）であり、かつ、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する地域内において、集落を最小範囲として行われるものとするが、農業振興地域外であっても、同事業が行われる農業振興地域内の地区と隣接する地域であって、かつ、農業振興地域内で行われる当該事業と一体的に事業を実施することが担い手の育成・確保を実現する上で適当であると認められる地域については、農業振興地域内で行われる事業と併せて同事業を実施することができるものとする。

- （1）農家（経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。以下同じ。）1戸あたりの平均農地面積がおおむね0.5ha未満（北海道においては2ha未満）であり、かつ農地面積が0.5ha未満（北海道においては2ha未満）の農家がおおむね5割以上を占める地域
- （2）個人経営体（農業経営体（経営耕地面積30a以上若しくは農産物販売金額50万円に相当する規模以上の農業を行う者又は農作業受託を行う者をいう。）のうち個人（世帯）で事業を行う経営体（法人化して事業を行う経営体は除く。）をいう。以下同じ。）に占める副業的経営体（1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。）の割合が7割以上（北海道においては3割以上）の地域であり、かつ、個人経営体に占める主業経営体（農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。）の割合が1割以下（北海道においては6割以下）の地域
- （3）農家1戸あたりの平均農地面積がおおむね1ha未満（北海道においては2ha未満）であり、かつ、農地面積が1ha未満（北海道においては2ha未満）の農家がおおむね5割以上を占める地域であり、周辺の地域等と比べて、農産物販売金額が低く、又は高齢化率・地域の農地面積に占める遊休農地面積の割合が高いなど経営体を育成・確保する必要があると事業実施主体が認める地域

3 事業内容

（1）助成対象者

事業実施主体は、次に掲げる要件のいずれかを満たす団体等を対象として助成を行うことができるものとする。

ア 農家3戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる要件を満たす団体。ただし、（オ）のうち食品製造業者等と連携して、本要綱別表1の4のメニュー欄の（1）のオ、ケ及びコに掲げる事業内容を実施する場合は、当該農家の出資割合が過半を占める必要はないものとする。

（ア）農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）

（イ）農事組合法人以外の農地所有適格法人

（ウ）特定農業法人（基盤強化法第23条第4項に規定する法人）及び特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に規定する団体）

- (エ) 農用地利用改善団体（基盤強化法第23条第1項に規定する団体をいう。）
 - (オ) 農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意団体（集落営農組織を含む。）
 - イ 次の要件を全て満たす参入法人（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項第3号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）。
 - (ア) 3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - (イ) 会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定めるものをいう。）にあっては、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人（以下「中小企業」という。）であること（中小企業以外から出資を受ける子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）を除く。）。
 - ウ ア及びイ以外の団体等であって、意欲ある経営体に代わって機械等を導入することが妥当であると事業実施主体が認める農業協同組合、土地改良区、農業委員会及び第三セクター等（地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、それらの者がその事業活動を実質的に支配することが認められる法人をいう。以下同じ。）。
- (2) 助成対象となる事業内容等
- ア 助成の対象となる事業内容等は、本要綱別表1の4のメニュー欄に掲げるとおりとする。
 - イ 助成の対象となる事業内容は、次に掲げる基準を満たすものとする。
 - (ア) 個々の事業内容について、単年度で完了すること。
 - (イ) 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
 - 事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。
 - (ウ) 原則として、事業の対象となる機械等は、法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。
 - また、事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、上記に加え、中古資産耐用年数が2年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。）。
 - (エ) 導入等を予定している機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。
 - (オ) 本事業以外の国の補助事業及び国の補助事業により導入経費等の支援が行われる事業等の対象として導入等するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。
 - (カ) 事業実施主体が作成する条件不利支援計画の提出以前に助成対象者自ら又は本事業以外の補助事業を活用して、着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械等を本事業に切り替えて整備するものでないこと。
 - (キ) 個々の機械等の受益農家数が3戸以上であること。
 - (ク) 事業費は、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定されていること。
 - (ケ) 機械等の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致していること。
 - (コ) 増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用による事業でないこと（既存施設又は資材の有効利用等の観点から見て、地域の実情に即し必要があると事業実施主体が認める場合を除く。）。
 - (サ) 導入等する機械等が個人利用及び目的外使用のおそれのないこと。
 - (シ) 既存の機械等の代替として、同種、同能力等のものを再度整備（いわゆる更新）するものではないこと。

- (ス) 機械等の設置に当たっては、事業費の低減を図ることに十分留意しつつ、地域の実情や機械等の構造等を勘案の上、立地場所の選定及び事業名の表示等について、周辺景観との調和に配慮したものであること。
- (セ) 助成の対象となる機械等について、助成対象者と当該機械等を利用する者（以下「利用者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結するものでないこと（次の要件を満たす場合を除く。）。
- a 助成対象者は、農業協同組合、第三セクター等又は農業法人であること。
 - b 利用者は、助成対象者ごとに次のとおりとすること。
 - (a) 助成対象者が農業協同組合、第三セクター等の場合にあつては、新規就農者、認定農業者、集落営農組織又は経営発展志向農業者（経営発展を目指す意欲ある経営体として事業実施主体が認める者をいう。）であること。
 - (b) 助成対象者が農業法人の場合にあつては、次のいずれかに該当する者であること。
 - i 当該農業法人が農業研修等のために受け入れた者であつて、新たに営農を開始しようとする新規就農者
 - ii 当該農業法人との間に農業経営に係る物資の供給又は役務の提供を内容とする取引関係を有する農業法人
 - iii 当該農業法人からの出資や資金の融通を受ける農業法人
 - c 受益戸数は、3戸以上であること。
 - d リース契約の対象となる機械等は、本要綱別表1の4のメニュー欄の（1）アからカまで又はクのいずれかに該当すること。ただし、アは農業用機械、温室又は畜舎、イは麦及び大豆等に汎用性のあるものに限る。
 - e 1年当たりのリース料は、次に掲げる算式により算出される額以下であること。

$$\frac{\text{助成対象者負担相当額（事業費から本事業による助成金の額を控除して得た額をいう）}}{\text{導入等した機械等の耐用年数}} + \text{導入等した機械等の年間管理費}$$
 - f 助成対象者が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び機械等のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。
 - g 利用者は、機械等を責任をもって利用し、災害等により当該機械等に異常が起きた場合は、速やかに助成対象者に報告すること。

報告を受けた助成対象者は、速やかに事業実施主体にその旨を報告し、指示を受けること。
 - h 助成対象者と利用者との間において締結するリース契約には、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止その他必要な事項を明記すること。

なお、助成対象者は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとし、リース契約の締結に当たっては、あらかじめ、事業実施主体に協議するものとする。
- (ソ) 助成の対象となる機械等が育苗箱、パレット、コンテナ（通い容器的なもの）、運搬台車であつて低額なもの及びフォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）でないこと。
- (タ) 導入等を予定している機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険への加入、施工・販売業者等による保証その他の気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等することとし、また、当該機械等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

- (チ) 導入等を予定している機械等の施工業者等が、G Lで対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がG Lに準拠していること。
- (ツ) 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、農機データを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがA P Iを自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を整備していること。
- ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと事業実施主体が認める場合を除く。
- (テ) 助成対象者が飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第二）の対象家畜のうち、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する者であり、かつ、整備を予定している機械等が、家畜の増頭又は農場の規模拡大に資するものである場合には、都道府県による飼養衛生管理基準順守状況の確認が行われていること。
- (ト) 導入等を予定している機械等が、安全性検査の対象となっているトラクター、田植機、コンバイン又は乾燥機のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものである場合には、安全性検査に合格したもの中から選定するものとする。

4 成果目標

本事業の成果目標は、意欲ある経営体の育成・確保とし、別表9に掲げる目標項目に関して事業実施地区内の全ての助成対象者が設定するものとし、別表9の目標項目ごとの当該目標を設定した経営体の数を当該事業実施地区の成果目標とする。

5 実施手続

(1) 条件不利支援計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項のほか、本要綱別表2に定める項目を含む条件不利支援計画を作成するものとし、条件不利支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。その際、助成対象者の成果目標に係る現状、目標年度までの各年度の目標及び導入等する機械等の規模決定の根拠等について、客観的な資料により確認するものとする。

ア 事業実施地区の概要

イ 事業実施地区の成果目標

ウ 施設整備計画

エ その他必要な事項

(2) 事業の着工

ア 助成対象者は、事業に着工する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、市町村交付規則等における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届を提出している場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。

イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、実施設計書の作成を行い、中古機械等を含め、適切な事業費の積算等を行うため自ら一般競争入札又は複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的

確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この限りでない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事行程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

カ 都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

6 事業の完了

事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該しゅん工届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出に代えることができるものとする。

第2 国の助成措置等

1 本要綱第5により国が交付する補助金の額は、以下により算定するものとする。

(1) 条件不利地域型補助事業

ア 条件不利支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額とする。

イ 事業実施主体がそれぞれの条件不利支援計画に位置付けられた助成対象者に交付する助成金の額は、事業内容ごとに本要綱別表1の3の交付率欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額又は4,000万円のいずれか低い額を限度とする。

(2) 附帯事務費

対象となる事業の事業費に本要綱別表3に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

2 国は、次に掲げる方法により算定された額及び1の(2)のうち都道府県附帯事務費の額を都道府県ごとに配分するものとする。

(1) 事業実施地区ごとに、助成対象者の取組内容を別表13の都道府県配分基準表（条件不利地域型補助事業）に基づきポイント化し、その合計値を総事業費で割り戻し、配分基準ポイントを算出する。

(2) 予算額の範囲内で(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った各助成対象者の要望額に基づく助成金の額及び1の(2)のうち市町村附帯事務費の額の合計額を算定する。

なお、(1)で算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業実施地区の実要望国費が小さい事業実施地区を上位とする。

別表 9

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目標項目	目標水準 (事業実施年度の翌々年度の姿)
① 経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。
② 遊休農地の解消	過去1年間以上作付けがなされていない農地又は利用形態が周囲に比べ著しく劣っている農地を対象として、所有権の移転又は使用貸借等により条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。
③ 農業の6次産業化	自らが農産物（その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。）の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する。
④ 農産物の高付加価値化	農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値向上に取り組む。
⑤ 農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な農業経営の展開に取り組む。
⑥ 農業経営の法人化	目標年度までに法人化する。
⑦ 雇用	外部からの常時雇用の増加に取り組む。

別表 10

都道府県配分基準表（条件不利地域型補助事業）

項目	目標水準	点数
① 経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。	1 経営体につき 1 点
② 遊休農地の解消	過去 1 年間以上作付けがなされていない農地もしくは利用形態が周囲に比べ著しく劣っている農地を対象として、所有権の移転又は使用貸借等により条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。	1 経営体につき 1 点
③ 農業の 6 次産業化	自らが農産物（その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。）の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する。	1 経営体につき 1 点
④ 農産物の高付加価値化	農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値の向上に取り組む。	1 経営体につき 1 点
⑤ 農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な経営の展開に取り組む。	1 経営体につき 1 点
⑥ 農業経営の法人化	現在、法人化している、又は目標年度までに、法人化することとしている。	1 経営体につき 1 点
⑦ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後 5 年度以内の者である。	1 経営体につき 2 点 なお、50 歳までに就農した者である場合は、1 経営体につき 3 点加算する。
⑧ 雇用	現在、外部から常時雇用している、又は目標年度までに、常時雇用することとしている。 なお、臨時雇用は、事業実施前 1 年度内の雇用者について延べ 240 人・日を常時雇用 1 名として算定する（小数点以下第 1 位まで求める（小数第 2 位以下は切り捨て））。	1 経営体につき 2 点